令和4年は歴史に残る「暦年贈与廃止」で生前贈与による 相続税対策はやる意味がなくなります。

暦年贈与がなくなるって本当?

相続対策セミナー

令和4年度税制改正で予定されている前代未聞の贈与税の大改正に乗り遅れないために、糸島出身の税理士が12月までに準備しておくべき相続対策について解説します。皆さん、暦年贈与がなくなった場合に備えて対策をするのは今しかありません。一緒に勉強してみませんか?

● 講 師 廣瀬税理士事務所 所長

税理士 廣瀬 政光 氏

•相続診断士(上級) •事業

•事業承継士

・空き家再生アドバイザー ・名義変更アドバイザー



● 日 時 令和3年 12月4日(土)

14:00~17:00

参 加 費 無 料

- 場 所 糸島商工会 2F会議室(糸島市前原北1丁目1-1)
- 内 容 【1部】生前贈与の基本と留意点について

【2部】贈与税大改正の影響と対応策について

※ セミナー終了後 個別相談も受け付けております。

● 定 員 15 名(事前申込制)(定員になり次第締切らせて頂きます)

● 申込方法 お電話、FAX、メールで受け付けております。 その際、会社名、氏名、 住所、電話番号、個別相談の有無をご記入又はお伝えください。

必要事項をご記入の上 今すぐFAXで!

参加申込書

廣瀬税理士事務所行き FAX:092-332-9263

会社名			参加者	役職()	
ご住所	〒 -					
TEL			FAX			
個別相談	有・無	有の場合は内容を簡単にお書き下さい				